

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和53年8月1日であると認められることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から同年10月1日まで

A社B支店において、昭和51年4月1日から56年11月20日まで、転勤も無く勤務していたのに、2か月の空白期間があるのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された社内歴から判断すると、申立人は、申立期間に同社B支店に継続して勤務していたと認められる。

また、企業年金連合会から提出されたC基金の中脱記録照会（回答）によると、申立人は、昭和51年4月1日に被保険者資格を取得、53年8月1日に資格喪失及び同日付けで再取得し、56年11月21日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社に厚生年金保険の適用及び保険料の控除等について照会したところ、「当時の資料は無く不明である。C基金は解散しているが、申立期間当時の被保険者資格の取得・喪失届は複写様式であったと思われる。」との回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和53年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和53年8月のC基金の中脱記録照会（回答）から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、同年3月を2,000円、同年4月から同年10月までを8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から同年11月1日まで

今年になって、A社に入社してから退職するまでの給与明細書が見つかった。入社時の昭和28年3月分給与から厚生年金保険料が天引きされているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された「退職経歴台帳写し」によると、申立人の入社年月日は昭和28年4月1日と記載されているところ、申立人から提出された同年3月から同年10月までの間の給与明細書によると、同年3月分の給与として1,610円が支払われ、この額は7日間の勤務日数分の支給額であることがうかがえる上、申立人と同期入社した同僚から、「私は高校の卒業式の前からB作業所で働いていた。申立人は、私より後に、高校の卒業式を終えてから入ってきた。」との供述が得られたことを踏まえると、申立人は、同年3月24日から同社において継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出された昭和28年3月から同年10月までの間の給与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年3月24日に訂正し、標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、同年3月を2,000円、同年4月から同年10月までを8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料がないため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、昭和28年3月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を70万9,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月30日

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準賞与額が低くなっている。A社に確認したところ、賞与は709,650円であることが判明したため記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書によると、申立期間の標準賞与額は14万1,000円と決定されていることが確認できる。

一方、当該組合から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（FDデータの写し）によると、事業主が申立期間の賞与額を70万9,650円と届け出たことが確認できる上、申立人の平成15年分の給与所得に関する所得税源泉徴収簿から、申立期間に同額の賞与の支払があったことが確認できる。

また、申立人に係る上記賞与支払届に基づく標準賞与額と上記賞与額決定通知書における標準賞与額とは本来一致しなければならないところ、大きく異なっていることについて、日本年金機構に照会したところ、「申立人の金額に誤りが発生した理由として、申立人の全てのデータについて手入力が行われたため、誤りが生じたものと考えられる。金額については、申立人の健康保険整理番号が*番であったため、標準賞与額を誤って14万1,000円と入力したのではないかと考えられる。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間について、事業主は70万9,000円の標準賞与額に相当する賞与額を社会保険事務所に届け出たと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を70万9,000円に訂正することが必要である。

三重国民年金 事案 1142

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年12月まで

申立期間当時は、夫から生活費の入金が無かったが、実家からの援助で生活をしていたため、収入は安定しており、国民年金保険料を支払うことができた。滞りなく支払っていたはずであるので、申立期間の保険料納付について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な記憶も無く、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の氏名の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から53年3月まで
20歳になった時に、父親に勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、父親からもらった1万円で1回分の国民年金保険料を納付したことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、20歳になった時期に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月に払い出されたものである上、その時点で、申立期間は第3回特例納付及び過年度納付により遡及しなければ国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人は、保険料を遡及して納付した記憶は無いとしているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持し、国民年金の加入手続を行った際に受け取ったとしているオレンジ色の年金手帳にも、昭和53年9月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されている上、申立人が20歳に到達した48年*月当時、国民年金と厚生年金保険共通のオレンジ色の年金手帳は交付されていなかったことから、申立人が20歳到達時に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から61年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、自宅近くの金融機関で、納付書により納めていたと思う。第3号被保険者になると聞いた時、これからはその都度、気にしながら納めなくていいと思ったことを覚えている。申立期間が未納期間となっているとは思っていなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は、昭和56年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、61年4月1日に国民年金の第3号被保険者資格を取得するまでの期間であるところ、申立人には、47年2月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間については、当該記号番号により国民年金被保険者資格の再取得手続を行うこととなるが、申立人に聴取しても、被保険者資格の再取得手続や国民年金保険料納付についての具体的な供述を得ることはできず、再取得手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、オンライン記録において申立期間は国民年金の未加入期間となっているところ、上記国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者記録のいずれも、申立期間について国民年金被保険者資格を再取得した形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、オンライン記録と一致している上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 50 年 2 月 1 日に A 社に入社し、同年 12 月 25 日に退職するまで同社 B 営業所に継続して勤務していたのに、同年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの間、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶する同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は A 社における厚生年金保険の記録が確認できない上、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の適用状況等について供述を得ることはできなかった。

また、A 社は、平成 4 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号*番（昭和 50 年 3 月 1 日資格取得）から*番（昭和 50 年 6 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間について、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同

年3月1日に資格を喪失後、同年6月1日に再取得していること、及び申立期間前後の同社における申立人の厚生年金保険記号番号は異なった記号番号で管理されていることが確認できる上、これら資格取得及び資格喪失に係る記録は雇用保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月頃から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 31 年 12 月 3 日から同年 12 月 26 日まで

私は、昭和 31 年 9 月に A 社の入社試験を受け、同年 10 月に入社した。10 日間ぐらいの基礎訓練を受けた後、B 部に配属となり、同年 12 月 26 日に退職した。厚生年金保険の記録は 1 か月となっているが 3 か月ではないかと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日に取得した複数の同僚が、入社後に研修所で 1 週間から 10 日程度の研修期間があり、研修受講者は 10 人ぐらいであったと供述しており、申立人の主張とほぼ一致していることを踏まえると、申立人が申立期間①において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、これら複数の同僚は、「入社後の研修期間は見習期間であり、社会保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、オンライン記録上も、これら複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同じく研修期間後の昭和 31 年 11 月 1 日となっていることを踏まえると、A 社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、上述の同僚のうち申立人を記憶している一人は、「申立人がいつからいつまで A 社で勤務していたかまでは覚えていな

い。」と供述しており、ほかに複数の同僚から聴取したものの、申立人が当該期間においてA社に勤務していた旨の供述を得ることができなかった。

さらに、事業所から提出されたC健康保険組合名簿によっても、申立人の資格取得日が昭和31年11月1日、資格喪失日が同年12月3日と記載され、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、同年12月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

加えて、申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号も一連番号が付され、欠番も無いことから記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除及び申立期間②における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。